



経営も住民もおびやかす 医療・介護の同時改定

フルモデルチェンジの改定

訪問介護の基本報酬費用の引き下げ

	※()は改定前	引下げ率
身体介護	20分未満	163単位 (167) ▲2.40%
	20分以上30分未満	244単位 (250) ▲2.40%
	30分以上1時間未満	387単位 (396) ▲2.27%
	1時間以上 1時間30分未満	567単位 (579) ▲2.07%
	以降30分を増すごとに	82単位 (84) ▲2.38%
生活援助	20分以上45分未満	179単位 (183) ▲2.19%
	45分以上	220単位 (225) ▲2.22%
	身体介護に引き続き 生活援助を行う場合	65単位 (67) ▲2.99%
	通院等乗降介助	97単位 (99) ▲2.02%

2024年4月1日 に介護・医療の同時改定となり、特に訪問介護の基本報酬の引き下げに対して怒りの声が上がっています。

【介護】

介護全体では1・59%のプラス改定となっていますが、サービスとの報酬単価を見ると、訪問介護は基本報酬部分で減額となっています。

このような改定が続くと事業所の存続に直結します。ヘルパー事業所は減収の中での経営をどこまで続けていけるのか? 経営の要である基本報酬部分を引き下げられ、現場からは「国はヘルパー事業所をつぶそうとしているのか?」という声もあります。

(耳原ヘルパーステーシヨン ともうず
統括 北村 和子)

近年ヘルパー事業所の閉鎖をよく耳にします。実際昨年1年間の介護事業所倒産件数は過去最多となりました。介護保険がスタートした2000年から活躍してきたヘルパーの高齢化問題もあり、ヘルパー不足で現場は疲弊しています。

2024年4月1日

近年ヘルパー事業所の閉鎖をよく耳にします。

【外来】

外來では今回の改定で最も患者さんへの影響が

「繰り返し使える処方箋」ことで、診察を受けずに薬を受け取ることが可能となります。上限が現在3回までとされており、最大で90日分の薬を診察なしで受け取ることになります。

いずれも、国の医療費を削減するために、患者の通院頻度を出来るだけ少なくしたいという政府の意図が反映されています。

特に、リフィル処方は「処方箋使いまわし制度」とも呼ばれ、経過中には診察を受けないため、患者の状態が分からず、病状が悪くなっていても適切な対応ができないことや、患者の自己判断の部分が大きくなることで健康管理の責任があいまいになることなど、安全上の問題が指摘されており、医師や薬剤師から制度自体に反対や慎重な検討を求める意見が多く出されています。

6月から治療や重症化予防のための計画を医師が立て、患者に対して療養計画書をもとに説明を行い、患者の同意を得る必要があります。

患者は食事や運動などの生活習慣の改善を医師とともに決めていく必要があるので、対象となるかもしない方(脂質異常症、高血圧、糖尿病とする患者)は普段の生活の状況や改善したい点などをあらかじめまとめておくとよいでしょう。

今回の改定の中で生活习惯病管理料を算定する診療所は、長期投薬(28日以上)とリフィル処方箋への対応が可能である旨を掲示することが要件

となっています。

リフィル処方とは、「繰り返し使える処方箋」ことで、診察を受けずに薬を受け取ることが可能となります。上限が現在3回までとされており、最大で90日分の薬を診察なしで受け取ることになります。

いずれも、国の医療費を削減するために、患者の通院頻度を出来るだけ少なくしたいという政府の意団が反映されています。

特に、リフィル処方は「処方箋使いまわし制度」とも呼ばれ、経過中には診察を受けないため、患者の状態が分からず、病状が悪くなっていても適切な対応